

海外遠征申請について

関係規定・・・日本サッカー協会基本規定 134 条[海外における競技]

第 134 条[海外における競技]

加盟登録チームまたは選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を得なければならない。

注意事項及び作成要領

- ① 海外遠征に出発する日の前々月の末日までに下記の添付書類を（公財）茨城県サッカー協会まで提出してください。送付先：fa-ibaraki@jfa.or.jp
- ② 添付書類
 - 1) 申請時
 - ・ 当該チームの申請書
 - ・ 参加者名簿（選手団責任者、役員、選手名記入のこと）
 - ・ 日程（案）
 - ・ 遠征先協会または大会主催者発行の承諾書または招請状
 - ・ 申請料の振込控え（振込票のコピーまたは写真データ）
<振込先>
常陽銀行 本店営業部（普通）1618271
公益法人 茨城県サッカー協会 会長 大和田 健（オオワダ ケン）
 - 2) 遠征終了後
 - ・ 遠征報告書
- ③ 原則として、申請料（5,500 円）は後日、日本協会から請求し、毎月の都道府県サッカー協会との決裁システムの中での相殺となります。
- ④ 日本協会の承認を得ずに海外遠征を行なった加盟チームまたは選手は、基本規定 120 条により処分の対象となりますのでご注意ください。
- ⑤ 日本協会は、海外遠征承認後に遠征先協会にその旨を通知します。
- ⑥ その他不明な点は、日本サッカー協会事務局国際部までお問い合わせください。

以上